

特定調達品目検討会専門委員会における検討内容等について（案）

本年度は、特定調達品目検討会（以下「検討会」という。）の下に「プレミアム基準の活用に係る専門委員会（以下「プレミアム基準専門委員会」という。）」及び「庁舎管理に係る専門委員会（以下「庁舎管理専門委員会」という。）」を設置し、専門的な調査・検討を実施する。

以下に、両専門委員会における検討内容等の概要を示す。

I. プレミアム基準の活用に係る専門委員会

1. 検討目的

（1）プレミアム基準の検討経緯

① プレミアム基準策定ガイドラインの作成及び改定

平成 23 年度及び 24 年度に先進的で、より高い環境性能に基づく基準（プレミアム基準）に関する検討を実施し、平成 25 年 3 月にプレミアム基準の要件や具体的な設定方法等を示した「プレミアム基準策定ガイドライン」（以下「ガイドライン本編」という。）をとりまとめた。

その後、平成 27 年度において、ガイドライン本編の改定に向けた検討を実施し、市場のグリーン化の推進に向けた世界的潮流として、2015 年 9 月の第 70 回国連総会において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）¹」に基づく持続可能な調達を含めた施策の展開の必要性について記載するとともに、平成 26 年度及び 27 年度に環境省においてプレミアム基準の試行に係る検討を行った品目（下記②参照）について、品目選定の考え方及び基準の具体的な設定例を記載する等の改定を行った。改定版のガイドライン本編は、「プレミアム基準策定ガイドライン【Version1.1】」として、平成 28 年 3 月に発行した。

② プレミアム基準の試行に係る検討

プレミアム基準が有効かつ容易に、また、積極的に活用されるための考え方の整理を行うとともに、プレミアム基準を活用した判断の基準等の設定が可能な品目について、環境省においてプレミアム基準による調達を試行し、その活用促進を図ることとした。

試行品目選定の考え方としては、平成 26 年度の第 1 回専門委員会において示した 5

¹ Sustainable Development Goals

つの対象品目選定の考え方²のいずれか又は複数の組み合わせを満たすとともに、比較的容易にプレミアム基準の設定が可能と考えられるものとし、これら 5 つの考え方に加え、環境省において一定程度調達される品目であることも選定に当たって考慮すべき事項として位置づけた。

検討の結果、平成 26 年度に文具類、画像機器等（コピー機等及びプリンタ等）及び印刷、平成 27 年度には、乗用自動車及び会議運営について、プレミアム基準の試行対象品目として選定し、2 か年で検討を行った 5 品目に係る試行案をプレミアム基準の設定例としてガイドライン本編【Version1.1】に記載した。

今後は、環境省における試行の状況を確認しつつ、引き続き品目の拡大について検討を行うものとする。

③ イベントにおけるプレミアム基準の活用に係る検討

平成 26 年度より、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会（以下「東京大会」という。）における活用を視野に、中規模又は大規模なイベント開催に伴う環境負荷の最小化を図るため、また、より環境性能の高い基準によるグリーン購入を推進するため、イベントに係る環境配慮の国際的な動向や 2012 年オリンピック・パラリンピックロンドン大会（以下「ロンドン大会」という。）及び 8 月 5 日から開催される 2016 年オリンピック・パラリンピックリオデジャネイロ大会（以下「リオ大会」という。）における環境配慮への取組等を参考に、プレミアム基準の考え方を活用したイベントの調達に関する方針及び物品、サービス等の環境配慮の考え方等について整理・検討を実施してきたところである。

イベントについては、現行のグリーン購入法の特定調達品目には位置づけられていないものの、その主催者又は運営者がイベント開催に伴う環境負荷について認識し、環境負荷低減に向けた取組を実施することの意義が大きいと考えられること等から、国等の機関のみならず、広く一般に活用可能なものとなるよう、プレミアム基準策定ガイドラインの別冊として「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン（仮称）」（以下「ガイドライン別冊」という。）を平成 28 年度内に策定することとされた。

（２）検討の目的

平成 27 年度第 3 回検討会において示したとおり、平成 28 年度における重点検討事項として、昨年度に引き続き「プレミアム基準の活用に関する検討」を掲げているところ

² 対象品目選定の考え方は、以下のとおり。

- ① 調達量又は販売量の多い品目であって、相応の環境負荷低減効果が見込まれる品目
- ② 国等の機関にとどまらず、地方公共団体や民間部門（事業者、消費者）等への波及効果が見込まれる品目
- ③ 新たな技術開発や普及の進展等により一層の環境負荷低減が見込まれる品目
- ④ 環境政策の観点から広く普及を図る必要がある品目
- ⑤ 国内外の各種制度やエコマーク等の環境ラベル等の動向（整合又は参考としている制度・基準等の改定・基準レベル等）

である。平成 28 年度は、プレミアム基準の活用に限らず、グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方についても、幅広く検討を実施するものとする。

上記 1. に示したプレミアム基準の活用に関するこれまでの検討経緯、検討状況等を踏まえ、

1. 試行対象品目の点検・拡充
2. プレミアム基準策定ガイドライン本編（Version1.2）の改定に係る検討
3. イベントにおけるグリーン購入ガイドライン（プレミアム基準策定ガイドライン別冊）の作成に係る検討
4. グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

の 4 項目について重点的な検討を行うことを目的とする。

2. プレミアム基準専門委員会

（1）プレミアム基準専門委員会委員

プレミアム基準専門委員会の委員については、以下のとおり（五十音順・敬称略）。

奥 真美	首都大学東京 都市教養学部都市政策コース 教授
醍醐 市朗	東京大学大学院 工学系研究科 特任准教授
田原 聖隆	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 社会と LCA 研究グループ長
（座長代理）橋本 征二	立命館大学 理工学部環境システム工学科 教授
原田 幸明	国立研究開発法人 物質・材料研究機構 特命研究員
（座長）平尾 雅彦	東京大学大学院 工学系研究科 教授
安井 至	一般財団法人 持続性推進機構 理事長

（2）検討スケジュール

プレミアム基準専門委員会は、当面 3 回の開催を想定しており、概ね以下のスケジュール及び内容で検討を行うものとする。

なお、後述 3（4）「グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討」については、別途集中的な議論・検討を実施することも視野に入れるものとする。

第 1 回プレミアム基準専門委員会（平成 28 年 8 月 5 日）

- 専門委員会における検討方針等について
- 試行対象品目の点検・拡充について
- プレミアム基準策定ガイドライン（本編及び別冊）に係る検討内容について
- グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討について

● 第2回プレミアム基準専門委員会（平成28年11月）

- プレミアム基準策定ガイドライン（本編）の改定（素案）について
- イベントにおけるグリーン購入ガイドライン（案）について
- グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討について

● 第3回プレミアム基準専門委員会（平成29年2月）

- プレミアム基準策定ガイドライン（本編）の改定案について
- グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討について
- 平成29年度における検討課題等について

3. 検討内容

（1）試行対象品目の点検・拡充

平成27年度の試行対象品目とされた「文具類」「画像機器等（コピー機等3品目及びプリンタ等2品目）」及び「印刷」については、環境省における平成27年度の調達実績を把握し、試行の状況について確認を行う。

平成28年度の試行対象品目である自動車及び会議運営については、環境省における発注の予定について確認を行うこととする。また、他の府省庁における平成28年度の調達方針への活用の状況を踏まえ、今後の国等の機関に対する普及・周知のための方策について併せて検討するものとする。

さらに、平成27年度に引き続き試行対象品目候補となっているエアコンディショナー及び電子計算機の2品目について、業界の取組の進展及び市場の状況等を踏まえ検討を実施するものとする。

（2）プレミアム基準策定ガイドライン本編の改定に係る検討

現行のプレミアム基準策定ガイドラインにおいては、特定調達品目を対象としてプレミアム基準の考え方や活用例を示しているところであるが、より高い環境性能の物品等の調達を促進していく主旨から、グリーン購入法の枠を超えた自由度の高いプレミアム基準として発展させていくことが求められているところである。

例えば、本年度の提案募集（[資料4-2](#)参照）において電力が新規追加品目として提案されている。現在、国及び独立行政法人等における電力の調達は、環境配慮契約法³に基づき、電気事業者の二酸化炭素排出係数、再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等をポイント制で評価する裾切り方式により実施しているところであるが、他のエネルギーの調達も含めて、地方公共団体や民間においても広く活用可能な考え方や評価指標を設定し、プレミアム基準としてガイドラインに示すことも考えられる。

本年度は、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定の採択等の国際社会共通の環境問

³ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

題を巡る情勢変化、本年 5 月の地球温暖化対策計画の策定等を受けて、消費者がより環境負荷が低減された製品やサービスを選択することを積極的に促し、経済・社会のグリーン化を一層推進する観点から、重視すべき環境施策への適時対応、対象範囲の拡大等について検討を行った結果を反映した「プレミアム基準策定ガイドライン【Version.1.2】」を発行することとする。

（３）イベントにおけるグリーン購入ガイドライン（プレミアム基準策定ガイドライン別冊）の作成に係る検討

平成 26 年度及び 27 年度のプレミアム基準の活用に係る専門委員会において、ロンドン大会及びリオ大会や関連規格等を踏まえ、東京大会における活用を視野に入れ、イベントの運営及び調達に係る基本的な考え方やイベントにおけるプレミアム基準適用対象の考え方を整理したところである。

平成 28 年度においては、国等の機関に止まらず、地方公共団体や民間において活用可能なものとなるよう、イベントにおけるグリーン購入ガイドラインをプレミアム基準策定ガイドライン別冊として作成することとする。

検討に当たっては、イベントの実施に伴う環境負荷について、LCA 的観点から考察を実施した上で、イベントにおける環境配慮の基本的考え方を示すこととし、特に環境負荷低減効果が大きいと考えられる品目や複数の品目を横断して考慮すべき事項等については、個別のガイドラインを設定し記載する方向で検討を行う。また、ガイドラインの内容については、検討会及び専門委員会における議論や検討状況等を踏まえ、柔軟に追加・変更等を実施するものとする。

（４）グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

グリーン購入法は、平成 13 年 4 月の完全施行から 15 年が経過したところである。国等の機関における特定調達品目の調達率は、平成 13 年度において 44.4%であったものが、平成 16 年度には 90%を超え、以降 95%前後の高いレベルで推移している。

他方、地方公共団体においては、グリーン購入の調達方針を策定している団体の割合は、都道府県・政令指定都市においては 100%、市区においては、73.8%、町村においては 35.0%、全体では 55.0% となっており、団体の規模により取組状況が異なっている（平成 27 年 10 月時点）。また、過去 5 年間の取組状況をみると、ほぼ横ばい傾向となっており、地方公共団体へのグリーン購入の更なる普及・展開が課題となっている。

また、近年の特定調達品目検討会及び平成 23 年度以降継続して設置しているプレミアム基準の活用に係る専門委員会等 において指摘されているとおり、我が国全体として、グリーン購入を更に進展し、市場のグリーン化に寄与するためには、これまでの特定調達品目検討に当たっての基本的考え方を見直しを含め、特定調達品目の判断の基準等の指標や設定レベル、他の環境政策との連携、情報開示、制度の運用のあり方等について、より包括的かつ高度なものとなるよう、幅広い観点から議論を深化させる必要があるも

のと考えられる。

このため、平成 28 年度は、環境政策における優先順位を踏まえつつ、グリーン購入法の担うべき役割の再整理とともに、その存在価値が一層高まるよう、将来的なあり方及び今後の展開について検討を行うこととする。

なお、具体的な検討の内容は、プレミアム基準策定ガイドラインの改定に係る検討と連動する項目もあることから、グリーン購入法の制度そのものに関する議論とプレミアム基準としての議論を並行して実施するものとする。

4. その他

(1) 配慮事項に係る検討との整合

配慮事項については検討会において、その位置づけが不明確との指摘がなされたことから、将来的な扱いを含めて、その位置づけの明確化を図るとともに、特定調達品目間の記載内容等の整合に係る検討を進めることとし、可能な品目について適時対応を進めているところである⁴。

また、プレミアム基準の考え方を配慮事項に組み込む方法も検討対象となることが想定されることから、これまでの配慮事項に係る検討との整合を図りつつ、検討を進めることが重要である。

(2) 検討に当たっての留意点

上記(1)に示した配慮事項に係る検討との整合に係る検討のほか、品目別のプレミアム基準のレベルについては、将来的な技術開発動向等の見込みを把握し、適切に設定する必要があることから、必要に応じ、学識経験者、関連する業界団体及び事業者等への照会やヒアリングを実施するものとする。

⁴ 特定調達品目の判断の基準等の記載内容・様式等の統一化、配慮事項の見直しについては、当該品目の判断の基準等の見直し時点において実施することを原則としている

Ⅱ. 庁舎管理に係る専門委員会

1. 検討目的

特定調達品目及びその判断の基準等の改定等に当たっては、5カ年の計画的な見直しスケジュールに基づき実施することとされており、本年度の見直し対象品目として、役務の庁舎管理等の5品目（庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理及び害虫防除）が該当している。

（1）庁舎管理に係る判断の基準等の検討経緯

庁舎管理等は、平成18年2月の基本方針より特定調達品目として位置づけられ、当時は庁舎管理及び清掃の2品目の判断の基準等が設定された。平成18年度から20年度にかけて、庁舎管理に係る分科会を設置⁵し、庁舎管理及び清掃の判断の基準の強化を行うとともに、植栽管理、害虫防除、機密文書処理の3品目が新規品目として追加された。

庁舎管理に係る判断の基準等については、平成18年度に常駐管理、平成19年度に常駐管理以外について、施設の管理等に当たって実施すべき措置等について検討し、平成20年度の基本方針より現行の判断の基準の形となっている⁶。具体的には、施設における設備・機器等の適切な運転管理、エネルギー効率を維持するための措置について業務実施者に求めるほか、エネルギー使用量、水使用量、廃棄物排出量を削減するための対策の提案を行うことを規定している。常駐管理と非常駐管理に求められる措置に係る環境配慮の考え方は同様であるが、点検・保安等の時間や頻度が異なることから、基本方針別表に示す「庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例」における管理基準（例）について、実施項目及び点検頻度に差異を設けているところである。

庁舎管理等の判断の基準等については、前回の見直しから8年が経過し、また、検討会においても、庁舎等の建築物の設備・機器等の適切な管理・運営等を含めた省エネルギー化・低炭素化の推進等の取組の重要性に関する指摘がなされているところである。

（2）検討の目的

平成27年7月に決定された我が国の約束草案においては、2030年度における国内の温室効果ガスの排出量を2013年度比26%削減するという目標が掲げられており、その内訳として業務部門におけるエネルギー起源CO₂については40%の削減が必要となっていることから、国等の機関においても、庁舎等の施設における省エネルギー・低炭素化に関する対策を一層強化することが喫緊の課題である。また、本年5月に閣議決定した「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制のため実行すべき措置について

⁵ 平成18年度：特定調達品目検討会分科会（庁舎管理）、平成19年度：特定調達品目検討会分科会（庁舎管理・清掃）、平成20年度：特定調達品目検討会庁舎管理・清掃（ごみ処理）分科会

⁶ 平成27年2月の基本方針の改定において、同年4月からのフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の全面施行を受けて、空調設備、熱源設備の維持管理が含まれる場合に、冷媒として使用されるフロン類の漏えい防止のための適切な措置を講ずることを、配慮事項から新たに判断の基準として位置づけている

定める計画（以下「政府実行計画」という。）」においては、2030年度の温室効果ガス排出量を政府全体で2013年度比40%削減することを目標（中間目標として2020年度までに10%削減）として掲げるとともに、建築物における省エネルギー対策の徹底（省エネルギー診断の実施、エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底（BEMSの導入等））、LED照明の導入、庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等といった庁舎管理に関連する対策を率先して実施することとされている。

このため、本年度は、我が国の地球温暖化対策に係る目標、政府実行計画における率先した取組の必要性等を踏まえ、グリーン購入法を通じて地球温暖化対策に貢献できる取組について検討するとともに、適切に庁舎管理に係る判断の基準等の見直しを行うため、重点検討事項として専門委員会を設置し、判断の基準等の見直しについて検討を実施するものとする。

なお、専門委員会においては庁舎管理に係る議論を行うこととし、他の4品目については、当該品目に係る事業者団体等への調査を行い、見直しに係る検討を実施する。

2. 庁舎管理専門委員会

（1）庁舎管理専門委員会委員

庁舎管理専門委員会の委員については、以下のとおり（五十音順・敬称略）。

赤司 泰義	東京大学大学院 工学系研究科 教授
(座長代理) 奥村 和夫	一般財団法人 省エネルギーセンター 専務理事
興膳 慶三	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 専務理事
鈴木 千輝	一般財団法人 建築保全センター 専務理事
(座長) 奈良 松範	諏訪東京理科大学 工学部 教授
百田 真史	東京電機大学 未来科学部建築学科 准教授

（2）検討スケジュール

庁舎管理専門委員会は、第2回検討会までに3回の開催を予定しており、以下のスケジュール及び内容で検討を行うものとする。

● 第1回庁舎管理専門委員会（平成28年8月5日）

- グリーン購入法について
- 専門委員会における検討方針等について
- 今後のスケジュールについて

● 第2回庁舎管理専門委員会（平成28年9月9日）

- 庁舎管理に係る判断の基準等の見直し素案について
- 今後のスケジュールについて

● 第3回庁舎管理専門委員会（平成28年9月30日）

- 庁舎管理に係る判断の基準等の見直し案について
- 今後のスケジュールについて

3. 検討内容

(1) 庁舎管理に係る調達実績

グリーン購入法の対象機関における庁舎管理業務の総調達量（委託件数）は、平成 26 年度に 8,266 件、調達率（判断の基準を満たす調達割合）は 99.7%と極めて高い状況にある。特定調達品目に追加された平成 18 年度以降の調達率も概ね 99%程度と高い水準で推移しており、委託件数も増加傾向にある。

表 庁舎管理に係る調達実績

年度	総調達量	特定調達物品等	調達率
平成18年度	4,837 件	4,796 件	99.2%
平成19年度	5,002 件	4,953 件	99.0%
平成20年度	6,276 件	6,250 件	99.6%
平成21年度	5,280 件	5,278 件	99.9%
平成22年度	6,305 件	6,228 件	98.8%
平成23年度	6,775 件	6,764 件	99.8%
平成24年度	6,871 件	6,854 件	99.8%
平成25年度	7,056 件	7,048 件	99.9%
平成26年度	8,289 件	8,266 件	99.7%

(2) 庁舎管理に係る判断の基準等の見直し

平成 26 年度保全実態調査⁷によると、調査を実施した官庁施設（国家機関の建築物）は、総延べ面積で約 3,499 万 m²、総施設数で 10,492 施設⁸となっている。このうち、宿舎を除く合同庁舎及び一般事務庁舎並びにその他⁹の施設が 6,236 施設であり、建築後 30 年以上の施設は全体の 54%（3,351 施設）を占め、10 年後に築 30 年を経過する施設は 72%（4,493 施設）となるなど、今後も大幅に増加することが見込まれており、既存の施設の省エネルギー・低炭素化を図るためには、管理方法の見直し、設備の運用改善等の取組の一層の推進が求められている。

庁舎管理に係る判断の基準等の見直しは、初期投資が必要な大型の最新設備の導入によることなく、特に運用面における取組による省エネルギー・低炭素化が図られること、また、その取組が民間のビル・施設等においても活用可能であり、継続的改善につながるよう、検討を進めることが重要であると考えられる。なお、検討に当たっては、省エネ法¹⁰に基づく事業者の判断基準や指針、建築物衛生法¹¹に基づく管理基準等を踏まえる

⁷ 「国家機関の建築物等の保全の現況」国土交通省大臣官房官庁営繕部（平成 27 年 3 月）。平成 26 年 3 月時点

⁸ 面積が不明な施設を除く

⁹ 文化施設、教育研修施設、試験研究施設、厚生施設、検査指導施設等

¹⁰ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

¹¹ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）

ものとする。

現段階においては、庁舎管理に必要となるデータの把握及びその分析を含め、以下の項目に関し幅広い検討を想定している。

① 庁舎管理における省エネルギー・低炭素化手法の検討

(ア) エネルギー管理システム (BEMS) の活用

(イ) エコチューニングによる運用改善

(ウ) コミッショニングの活用

② 庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例 (別表) の見直し

③ 管理形態別の判断の基準等の見直し (遠隔管理の追加等)

なお、政府実行計画において求められている省エネルギー診断の実施に当たっては、当該診断を庁舎管理業務の一環として行う場合¹²もあるので、それを踏まえた検討を行うこととする。

① 庁舎管理における省エネルギー・低炭素化手法の検討

庁舎における省エネルギー・低炭素化に係る各種手法の整理・検討を行い、可能な項目・手法等については、庁舎管理に係る判断の基準等の見直しへ適宜反映するものとする。

(ア) エネルギー管理システム (BEMS) の活用

BEMS (Building and Energy Management System) は、ビル等の建物内で使用する電力使用量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備等の接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システム¹³である。

BEMS の活用については、我が国の約束草案に示された温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた主要な対策・施策の一つであり、政府実行計画においてもエネルギーの見える化とエネルギー管理の徹底に向け、中央合同庁舎等の大規模な庁舎から導入することが求められている。BEMS の導入により得られたデータを分析し、エネルギー使用状況や設備・機器等の稼働状況を把握することにより、最適な省エネルギー対策の選択が可能となるとともに、継続的な運用改善が図られることとなる。

このため、BEMS データの得られた施設について、当該データの分析及びその活用を図り、エネルギー使用の最適化、庁舎の不断の運用改善対策の実施につなげるために必要となる項目・手法等について検討を行い、必要に応じ、庁舎管理に係る判断の

¹² 「省エネルギー診断の実施について」地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ (平成 28 年 5 月 13 日)

¹³ エネルギー管理システム導入促進事業 (BEMS) における定義

基準等の見直しに反映するものとする。

また、特定調達品目としての追加の可能性の有無を含め、BEMS の導入に必要な要件等に係る検討を行うこととする。

(イ) エコチューニングによる運用改善

エコチューニングは、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことである。エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより、運用改善が図られるものであり、環境省では温室効果ガスの排出削減等を行うことを目的に平成 26 年度にエコチューニングビジネスモデル確立事業を開始しているところである。

エコチューニングは、「ソフト対策による ESCO 事業」とも呼べるものと考えられることから、庁舎管理へのエコチューニングの対策技術等の活用可能性の検討とともに、活用する場合の手法等に係る検討を実施するものとする。

(ウ) コミッショニングの活用

既存建物のコミッショニング¹⁴は、客観性・透明性が確保された第三者が建築設備の現状の運用性能を検証・分析し、必要な改修や調整等を提案し、より適切で省エネルギーな運転を実現するプロセスであり、既存建物のコミッショニングを実施することにより、建物の性能の向上が図られ、省エネルギー・省 CO₂、省コストに加え、適切な運転・保守がなされることから、設備・機器等の寿命も増すとされている。さらに、東京都の環境確保条例に基づくトップレベル事業所の認定¹⁵においてもコミッショニングの実施が必須とされていることなど、その有効性が評価されているところである。このため、国等の機関の施設におけるコミッショニングの実施可能性及びその効果等について、活用方策を中心に、整理・検討を行うものとする。

なお、既存建物のコミッショニングについても、上記の BEMS の活用と同様に、庁舎における省エネルギー・低炭素化につなげるため、必要に応じ、庁舎管理に係る判断の基準等への設定及び設定する場合の項目等について検討を実施するものとする。

② 庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例（別表）の見直し

現行の庁舎管理に係る判断の基準の別表（基本方針 p.216 以降）に示されている庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例は、平成 19 年度の分科会において検討されたものである。

¹⁴ 庁舎管理への活用について検討を行うことから、既存建物のコミッショニングを対象とし、新築建物のコミッショニングは含まない

¹⁵ 「トップレベル事業所（優良特定地球温暖化対策事業所）」とは、「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所（優良特定地球温暖化対策事業所）」として、「知事が定める基準」に適合すると知事が認めるとき、当該対象事業所の削減義務率を地球温暖化の対策の推進の程度に応じて軽減する仕組み

別表に示された対策例は、設定後 8 年が経過し、LED 照明器具の普及や設備・機器等の効率化が進展し、省エネルギー対策を取り巻く状況に変化が生じていること等から、上記①の検討結果等も踏まえ、より有効な対策例となるよう適切に修正を行う。併せて、対策例のうち、特に省エネルギー・低炭素化の効果があると考えられる項目については、必須とするなどの対応についても検討を行うこととする。

なお、検討に当たっては、建物の規模・用途、設備・機器等の運転状況に応じた対策が選択できるよう、また、執務環境等を悪化させることなくエネルギー消費量を削減可能となるよう対策を体系的に再整理し、対策例の見直し等に反映するものとする。

③ 管理形態別の判断の基準等の見直し（遠隔管理の追加等）

現行の判断の基準は、常駐管理と常駐管理以外に分けて設定されている。遠隔管理については、常駐管理以外に該当する形となっているが、近年の遠隔管理の技術の進展や特性を踏まえた判断の基準等の設定の必要性及び設定する場合の評価項目及び評価内容等について検討を行うものとする。

（３）その他の留意点

国等の庁舎については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）」に基づき、民間事業者の創意工夫によるサービスの向上、コストの削減の取組が進められているところである。

例えば、庁舎管理業務の発注に当たって、中央合同庁舎等においては、従前の単年度個別契約方式から建築設備の運転・監視、維持管理、清掃、施設警備、植栽管理業務等の様々な業務を一括で発注する複数年包括契約方式への移行が図られる等の事例がみられる。このため、国等の機関における庁舎管理業務の発注の実態及び競争入札における事業者の環境負荷低減に向けた改善提案等の具体的事例を参考とし、検討を実施することとする。

なお、検討に当たっては、必要に応じ、学識経験者、業界団体及び事業者等への照会やヒアリングを実施するものとする。